

特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)

チェックシート

- ① 対象労働者が主に従事する業務は、下記のいずれかに該当しますか？ →【 該当する ・ 該当しない 】

<デジタル化・DX(デジタル・トランスフォーメーション)化>

デジタル機器(部品含む)の開発・製造・販売・営業・修理・カスタマーサポート・ヘルプデスク、
電子部品の開発・製造・輸送・販売、通信設備外線工事、
ソフトウェアやアプリの制作、WEB デザイン、システムエンジニア、プログラマー、パソコンスクール講師、
情報システムの保守管理、企業のDX化推進業務 等

<グリーン化・カーボンニュートラル化>

電気自動車・ハイブリッド車(部品含む)の開発・製造・販売・整備、LED 照明等の省エネ製品の開発・製造・販売、太陽光パネル・風力発電装置の開発・製造・敷設工事・メンテナンス、
バイオマス発電用チップの製造、バイオマス発電の運転・メンテナンス、植林作業、
古紙等の再生資源を利用した段ボールの製造、ガス機器の配管・設置・メンテナンス、
リサイクル工場での資源ゴミ選別・分別作業、リサイクルショップでの査定・買い取り・販売 等

- ② 対象労働者に対して下記の「雇用管理改善」又は「職業能力開発」に関する取り組みを、既に行っている又は行う予定がありますか？ →【 はい ・ いいえ 】

<雇用管理改善>

諸手当制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度、人事評価制度、
賃金表の作成、テレワーク環境の整備

<職業能力開発>

事業主による職業訓練の実施、他社が実施する教育訓練の受講機会の提供、
職業能力検定の受検機会の提供、実習併用職業訓練の実施、キャリアコンサルティング機会の提供、
有給教育訓練・長期教育訓練休暇・再就職準備休暇の付与、事業内職業能力開発計画の作成、
事業内職業能力開発推進者の設置、熟練技能等の習得の促進

上記の①が「該当する」で②が「はい」の場合は、成長分野人材確保・育成コースの対象となる可能性がありますので、同封の「特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)実施計画書」に必要事項をご記入いただき、対象労働者が従事する業務内容などが確認できる書類(雇用契約書又は労働条件通知書等)と共に、雇入れ後1ヶ月以内に対象労働者を紹介したハローワークに提出(郵送可)してください。

成長分野人材確保・育成コースに関するご質問は、下記担当者までお願いします
京都労働局 助成金センター 075(241)3269 担当:大畑・嘉積(カツミ)